

2019. 12. 24

畑 啓之

小学6年生が「洗濯バサミ収納具」を発明し特許を取得 機会と意志、そして努力

誰にでも発明のチャンスがあるという良い事例である。発明の種は身近に転がっている。

小6が異例の特許 手伝い中に考案「洗濯バサミ収納具」 朝日新聞 Web 12月23日

神奈川県平塚市立吉沢小学校6年の守田貫一郎さん(12)が、洗濯ばさみを入れると同じ向きで積み重なる「洗濯バサミ収納具」を考案し、特許を取得した。市によると、小学生の取得はとても珍しいという。

「洗濯バサミ収納具」は、厚紙などで細長い筒状の容器を作り、その中に軸となる竹ひごを取り付けた構造。竹ひごに洗濯ばさみを通すと、変化を付けた内壁に沿って同じ向きで落ちる仕組みだ。洗濯ばさみは下から取り出せる。

自宅で洗濯物の取り込みを手伝っていて、洗濯ばさみを取り出しやすい収納道具があればいいと考えて昨年の夏休みに作った。昨年度の市児童生徒創意くふう展で小学生の部1位の市長賞を受賞。審査員長を務めた弁理士の福村直樹さんの提案で今年3月に特許を出願、11月15日付で特許権が登録された。

(※公知となったものは特許にはできないが次の特許法の特例により特許化できた)

特許法

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。